

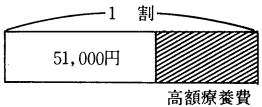
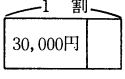
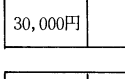
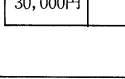

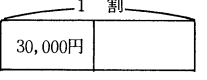
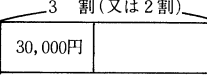
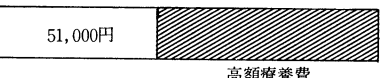
	2. 期間の特例 退職者医療制度と関わりなく、55歳以上で任意継続被保険者となった者においても、従前どおり、2年間は任意継続被保険者となることことができる。	
傷病手当金	◎傷病手当金の受給者が同一の傷病により障害年金の受給要件に該当することとなった場合で傷病手当金の額が高いとき、その差額を支給する。 ・傷病手当金と障害年金の支給に係る自治省令で定める基準額は、障害年金額を300で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とされた。	◎傷病手当金の受給者が同一の傷病により障害年金の受給要件に該当することとなった場合傷病手当金を打ち切る。
一部負担金払戻し	◎共済組合は、当分の間、組合員が、本人の一部負担金を支払ったことにより生じた余剰財源の範囲内で一部負担金の払戻しを行うことことができる。	

公立学校共済組合定款の改正

区 分	改 正 後	現 行
一部負担金払戻し金	◎組合員本人の負担する一部負担金の払戻し額は同一月の同一医療機関における負担が1件2,000円を越える額とする。 但し、その金額に100円未満の端数があるときは切り捨てる。	
家族療養費附加金	◎本人の一部負担金との均衡上、足切り額を2,000円とする。	◎足切り額 1,000円

資料2 高額療養費が支給される場合の取扱いについて

組合員又は被扶養者のうち、いずれか1人の者について高額療養費が支給されるときは、自己負担限度額（51,000円）から2,000円を控除した金額を、一部負担金の払戻し又は家族療養費附加金として支給するものとする。

区 分	事 例	一部負担金払戻金又は家族療養費附加金
本 人	1件 	(一部負担金払戻金) 51,000円－2,000円 ＝49,000円
	複数件 (合算) ①  ②  ③  合算 	本人が同一月内に三つの医療機関にかかった場合、又は、外来、入院等によりレセプトが3枚になった場合の例 (一部負担金払戻金) 51,000円－(2,000円×3)＝45,000円
(被扶養者についても、本人と同様である。この場合は、家族療養費附加金となる)		
本 人 + 被 扶 養 者	合算   合算 	本人と被扶養者が同一月に医療機関にかかった場合の例 (家族療養費附加金) 51,000円－(2,000円×2)＝47,000円

自己負担の計算の基準

自己負担分1ヵ月5万1千円という計算は、次のような基準によります。

- ① 暦のうえでの1ヵ月
月の1日から月末までの受診について1ヵ月として計算します。
- ② 病院・診療所ごとに計算
たとえば、甲の病院と乙の病院へ同時にかかっているような場合、各々30,000円以下は合算されません。
- ③ 歯科は別
病院または診療所に内科などの科と歯科がある場合は、内科などの科と歯科は別の病院または診療所として扱います。
- ④ 総合病院
総合病院の各診療科はそれぞれ別の病院または診療所として扱います。
ただし、総合病院の入院患者が他の科の診療を受けたときは、合算して計算されません。(そのときでも歯科は別です。)
- ⑤ 入院と通院
一つの病院・診療所でも、入院と通院は別に扱い、30,000円以下は合算されません。
- ⑥ 差額ベッドや付き添い看護婦料
保険診療の対象とならない、入院したときの差額ベッド代や基準看護の病院へ入院したときの付き添い看護料などは、ここでいう自己負担分の中に入りません。